

5 . 教育分野

教育(1)	大学設置基準改正(運動場設置規定の改正)【新規】
規制の現状	<p>大学設立にあたり、運動場の設置が必要条件とされている。設置にあたっては、原則同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむをえない場合には適当な位置に運動場を設けることとされている。</p>
要望内容	<p>運動場の設置が不要となるよう、大学設置基準第35条を以下のように改正すべきである。</p> <p>「教育課程の編成上、保健体育科目を設ける場合、運動場を設置するか、あるいは学外のスポーツクラブなどとの提携による措置をおこなう。ただし、教育課程の編成上、運動場を必要としない場合は、この限りでない。」</p>
要望理由	<p>工業(場)等制限法の廃止にともない、都市部の利便性が高い場所に新大学を設立しようとする取組みが加速することが期待されるが、一方で、運動場の設置を必須とすることは、こうした取組みを阻害する。</p> <p>平成3年6月の大学設置基準等の改正により、保健体育科目4単位以上の取得を学生の卒業要件とする規制が廃止されたため、大学は保健体育科目を教育課程に取り入れる必要がなくなった。にもかかわらず、運動場の設置を必須とするのは矛盾である。</p> <p>教育課程の編成上、体育実技の授業科目をもたない大学にとって、運動場は教育上不要であり、このような大学に対しても運動場の設置を必須とすることは、極めて不合理である。</p>
根拠法令等	大学設置基準第35条
制度の所管官庁及び担当課	文部科学省高等教育局企画課、大学課